

埼玉県報

第 2736 号 平成 27 年(2015 年) 10 月 2 日 金曜日

目 次

規則

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(情報システム課)
- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(県政情報センター)
- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(建築安全課)
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(教 委・総務課)
- 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(警察・文書課)
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(総 務給与課)

訓令

O 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令 (警察・文書課)

管理規程

- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(公営 企業・総務課)
- 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程 程(経営管理課)
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する 規程(下水道管理課)

告示

- O 職員用デスクトップ型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示(情報システム課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南西部地域振興センター)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 農用地利用配分計画の縦覧(農業ビジネス支援課)
- 地域森林計画の変更案の縦覧(森づくり課)

- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 土砂災害警戒区域等の指定(河川砂防課)
- O 廃川敷地等の公示(水辺再生課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定(出納総務課)
- 通信指令システムの賃貸借に関する入札公告(会計課)
- Q 県道鴻巣川島線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道川越上尾線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- Q 県道川越入間線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 一般国道 125 号の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 古物商許可取消処分の告示(保安課)
- O 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(選挙管理委員会)
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(審 査調整課)

正誤

O 埼玉県条例第72号中訂正(住宅課)

規則

住民基本台帳法施行 細則 \mathcal{O} 部を改正する規則をここに公布す Ź。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 住民基本台帳法施行細則 (平成十四年埼玉県規則第九十七号) \mathcal{O} 部を次 0) よう

める。 第一条第一項中 「第三十条の三十七第一 項」 を 「第三十条の三十二第 項 に 改

文 第二条第 に改める。 に改め、 項 同条第二項中 中 「第三十 条 「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二 \mathcal{O} 三十 Ł 第二 項 本文」 を 「第三十 · 条 の三十二第二 項

第三条中 様式第一号中 第六条中 第四条第一項及び第五条中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。 「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」 「第三十四条の二第二項」 「あて先」 を 「宛先」 に、 を「第三十条の三十九第二項」に改める。 「第30条の37第1項」 を「第30条 に改 んめる。

性別	性別	様式第二号·
̄ ̄ー に改める。	」を「住民票コード	中「 住民票コード
	個人番号	生年月日
	生年月日	

9

 ω

に改め

る。

に改める。 様式第四 式 第三号中 号中 7 所網 4 ω 先」 0条の を 「宛先」 ω ∞ 徭 \sim に、 瓦瓦 第 を 一絕 ω 0 ω 柔 0 94 籴 0 0 ω ω を 「鶏 徭 \wp 瓦瓦 ω 0 条の 改める。 ω <u>ე</u>

様式第五号 中 「第3 0条の4 0 を「第30 祭の3 2 に改める。

同 様 様式第六号 (表) 式 (裏) を次のように改める。 中 「第34条の \circ \vdash 耳 三網 3 0 条の3 9第1 耳 改 8

住民基本台帳法 (抄)

(報告及び検査)

徭 Ø の規定に違反 がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、 同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由 30条の39 くは事業所に立ち に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、 していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若し 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置 入り、帳簿、 書類その他の物件を検査させる 又はその職員に、これら ことができ

- \sim Ç 前項の規定によ 関係人の請求があった り立入検査をする \sim なが、 職員は、 これを提示しなければなら その身分を示す証明書を ない。
- ω のと解釈してはならない。 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた

附則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

規則

布 す 知 事 \mathcal{O} 有 す る 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 に 公

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十九号

 \mathcal{O} 事 \mathcal{O} 一部を次 知事の保有する個人情報 保有する個人情報 \mathcal{O} ように改正する \mathcal{O} 保護等 \mathcal{O} 保 派護等に に 関する規則 関 す る 規 (平成十七年埼 則 \mathcal{O} 部 を改 正する 玉県規則第七十三

改 8 第六条第一号 及 び第二号中 「第二条第 兀 項 第 -- 号」 を 「第二条第六 項 第 ___ 号 に

号 七条 を 中 「第二条第六項第 「第二条第 兀 項第二号」 一 号 」 に改め を 「第二条第六 る。 項第二号」 に 第二条第 兀 項

人は 任に 定個 第 よる代 号を第二号とし、 九条第六項を同条第 を開示請 の委任による代理人が開示請求をする場合に 人情報に 開示 2理人) 請求書 求書 あ つ _ ては、 に に次に掲げる事項を」を「 を加え、 に改め 同 項に第 未成年者若しくは成年被後見人 七項とし、 同項を同条第六 一号として次 同項中第三号を第四号 同条第五項中 項とし、 次に \mathcal{O} 一号を は、 · 掲 げ 「法定 る事項 とし、 第一号及び第二号に 加 同 条第 の法定代 代 え る。 理 四項 第二号を第三号とし 人 (保有特定個人情 中「 理 \mathcal{O} 人 下 当該法 又 に は本 掲げ (保 定 る事 報 代 の委 有 理

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九条第四 項 を同条第五項とし、 同条第三 一項の 次に 次 \mathcal{O} 項を加 え

4 該 \mathcal{O} は提出 他 委任状に 開示請求 条例第十五条第二項 \mathcal{O} その 資格 をする場合には、 な 押印され け を証 れ ば な た 明 0 ら する書類とし 印鑑に係る な 規定により保有特 1 当該 代理· 印 7 鑑 人は、 登録 知 事 定個 が 証明書が添付された 本人 適当と 人情報を本 \mathcal{O} 記 認 記名及び 8 るも 人の 押 \mathcal{O} ബ を ŧ 委任による が 知 \mathcal{O} あ に限る。 事 る委任状 提示 代 理 (当 そ

七 項」 に、 及 第 兀 び 第 項第三号、 兀 項」 を カ 第五 ら第五 項及 び 項まで 第六項」 \mathcal{O} 規定」 を に 五. 項第 改 \otimes る 兀 第六 項 及 てド

別表歯科技工士国家試験の項を削る

様式第一号を次のように改める。

保有個人情報開示請求書

(宛先) 埼玉県知事	
(ふりがな) 氏 名 住所又は居所	
任所又は居所 「 電話 () 埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開 求します。 開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 (具体的に記載してください。) (注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。 代 理 人 の 種 別 (該当する箇所の口内に レ印を付してください。) 本人の状況等 (ふりがな) 本人の状況等 (法定代理人 の間に レ の 大名 本人の任所又は 居所及び連絡先 電話 () 本人の状況等 本人のに所又は 居所及び連絡先 電話 () 本人の状況 (生年月日) 本人の状況 (生年月日) 本人が未成年者 (年 月 日生) 口成年被後別でださい。 (注) 次の欄の記載は任意です。 (注) 次の欄の記載は任意です。 「注) 次の欄の記載は任意です。 「文書又は図画の場合 口閲覧 口写しの交付(口送付を希望) 電磁的記録の場合 口用紙に出力したものの受代(口送付を希望) 日期機器により再生したものの閲覧 即取又は視聴	
下 電話 ()	
下 電話 ()	

埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開求します。 開示請求に係る保有個人情報(具体的に記載してください。) (注)代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。 代理人の種別(該当する箇所の口内にレル印を付してください。) 本人の状況等 本人の氏名 (ふりがな)本人の状況等 本人の任所又は居所及び連絡先を明むでは、というである協所の口内にレロを付してください。 本人の状況である協所の口内にレである場合である場合である場合である場合である場合である場合である場合である場合	
求します。 開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 (具体的に記載してください。) (注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。 代 理 人 の 種 別 (該当する箇所の口内に レ印を付してください。) 本人の状況等 本人の氏名 本人の任所又は 居所及び連絡先 電話 () 本人の場合、該当する箇所の口内にレ印を付してください。 本人のは所又は 居所及び連絡先 電話 () 本人の状況 (生年月日) 中を付してください。 本人の 状況 (生年月日) 「未成年者 (年 月 日生) 「成年被後別の口内にレである場合 法定代理人が開示請求することについての本人の同意 「注)次の欄の記載は任意です。 東 める 開 示 の 実施 の 方 法 (1 文書文は図画の場合 「関覧 「写しの交付(「送付を希望) であるめがあれば、口内にレ印を付してください。」 「関策の実施の方法に希望するものがあれば、口内にレロを付してください。」 「世和を付してください。」 「世和を付してください。」 「世和を付してください。」 「中間を存むしてください。」 「中間を存むしてください。」 「中間を存むしてください。」 「中間を存むしてください。」 「中間を存むしてください。」 「中間を存むしてください。」 「関覧 「写しの交付(「送付を希望) (「 1 受付を希望) (1 受付してものの関覧、聴取又は視聴	ー 示を
開示請求に係る保有個人情報(具体的に記載してください。) (注)代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。 代理人の種別(該当する箇所の口内にレロスください。) 本人の状況等本人の氏名 本人の氏名 本人の氏名 本人の氏名 本人の氏名 本人の氏名 本人のは一次で連絡先 電話 () 本人のはことでは、	,, ,
保有個人情報 (具体的に記載してください。) (注)代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。 代理人の種別 (該当する箇所の口内に レ印を付してください。) 本人の状況等 本人の氏名 法定代理人による請求の場合、該当する箇所の口内にとよる情報としてなどである場合による情報である。 (本りがな) 本人の氏名 法定代理人による請求の場合、該当する箇所の口内にといる。 (本)がないまする首のでは、とできれるです。 (注)次の欄の記載は任意です。 「注)次の欄の記載は任意です。 「注)次の欄の記載は任意です。 「注)次の欄の記載は任意です。 「当様に出力したものの関覧 □用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) □専用機器により再生したものの関覧、聴取又は視聴	
代理人の種別 (該当する箇所の口内にレル印を付してください。) □法定代理人 (本人の委任による代理人 (保有特定個人情報に限る。) □本人の委任による代理人 (保有特定個人情報に限る。) 本人の状況等 本人の氏名 本人の任所又は居所及び連絡先 電話 () 本人の場合、該当する箇所の口内にレ印を付してください。 「主なには、またでは、「一方歳以上」である場合 「一大の大が未成年者(15歳以上)である場合 「一大の大では、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の同意」」 「大きでは、「一大の人の一、「一大の人の一、「一大の人の人の一、「一大の人の一、「一大の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	
(該当する箇所の□内に	
レ印を付してください。 □本人の委任による代理人(保有特定個人情報に限る。) 本人の状況等 本人の氏名 法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。 本人が未成年者(15歳以上)である場合 □ 世紀 本人が未成年者(15歳以上)である場合 □ 世紀 本人が開示請求することについての本人の同意 □ 世紀 本人が未成年者(15歳以上)である場合 □ 世紀 日生) □ 成年被後身 日本 日生) □ 成年被後身 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	
本人の状況等 本人の氏名 法定代理人による請求の場合、該当する箇所の口内にレ印を付してください。	
法定代理人による請求の場合、該当する箇所の口内にレー印を付してください。	
居所及び連絡先 電話 () でよる請求 の場合、該当する箇所 の口内に レ 印を付してください。	
当する箇所 の□内に レ	
印を付して ください。 本人が未成年者 (15歳以上)である場合 法定代理人が開示請求することについての本人の同意 □ 無	 見人
(注)次の欄の記載は任意です。 1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付(□送付を希望) 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付(□送付を希望) ロボレーのでは、□は、□内にしてください。 □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴	
求める開示の実施の方法 「開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレロを付してください。」 「関係 レロを付してください。」 「東京の実施の方法に希望」では、 1 文書又は図画の場合 □ 関覧 □ 写しの交付 (□送付を希望) □ 国紙に出力したものの閲覧 □ 用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) □ 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴	
求める開示の実施の方法 「開示の実施の方法に希望」 するものがあれば、□内にレーのではしてください。 「関覧 □写しの交付(□送付を希望) 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付(□送付を希望) □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴	
2 電磁的記録の場合	
するものがあれば、□内 (□送付を希望) に レ 印を付してください。 □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴	
□ に レ 印を付してください。 □ □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴	寸
□電磁的記録媒体に複写したものの交付(□达付を布室)	
開示の実施の希望日 年 月 日	
(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。	
請 求 者 本 人 確 認 書 類 (工運転免許証 □旅券 □住民基本台帳カード(写真付き) □在留カード □特別永住者証明書 (代 理 人 の 本 人 確 認 書 類) □その他 (
法定代理人が請求する場合の 請 求 資 格 確 認 書 類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()	
本人の委任による代理人が請求 する場合の請求資格確認書類 □委任状 (□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)	
担 当 課 所 電話来早	
電話番号	
備考	

を加える。 以「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」 様式第二号(注)1中「、浜浜代攝人」を「浜浜代攝人」に改め、 「噺路」の次

を加える。 以「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」 様式第三号(注)1中「、帝尚代攝人」を「帝尚代攝人」に改め、 「噺苺」の次

様式第十一号を次のように改める。

保有個人情報訂正請求書

						年	月	目
(宛先)								
	埼玉県知事							
		(ふりがな)						
		氏 名						
		住所又は周	4.					
		〒	1//1					
				電話	()	
埼玉県個人情報 求します。	B保護条例第	39条の規定	どにより、	次のと	おり保有	個人情	青報の	打正を請
訂正請求に係る保 の 開 示 を 受			年	月	日			
7 pr 4 C X	1, 12 1	(開示決定通知	書の番号)		(日付)	年	 月	日
訂正請求に係る保 を特定するに足		(開示決定に基	づき開示を	受けた保	有個人情報)		
		(趣旨)						
訂正請求の趣旨	及び理由	(理由)						
(注) 代理人が請	求する場合	は、次の欄を	記載して	ください	\ 0			
代 理 人 の (該当する箇所の ン 印を付してく		□法定代理人 □本人の委任に	よる代理人	(保有特)	定個人情報	に限る。	,)	
	(ふりがな) 人 の 氏 名							
	人の住所又は 所及び連絡先				電話	()	
	人の状況 生年月日)	□未成年者(年	月	日生) 🗆	龙 年被後	 後見人
(注) 次の欄は実	施機関が記	入しますので	、記載し	ないでく	ください。			
請求者本人確 代理人が請求す 代理人の本人	る場合は)		□旅券 □ □特別永住		台帳カード	(写真作	付き))	
法定代理人が請求 請 求 資 格 確	する場合の		登記事項証	明書 🗆	その他()	
本人の委任による代 する場合の請求資	は理人が請求	□委任状(□印	鑑登録証明	書が添付	されたもの	に限る。	,)	
担当	課 所	電話番号						
/ 世	± -							

保有個人情報利用停止請求書

						年	月	日
(宛先)								
() =) = /	埼玉県知事	:						
		(ふりがな)						
		氏 名						
		住所又は周	引					
		₹						
块	桂却归进夕历 发	500タの担党2	· - 10 VA	電流		(<u> </u>	主却 ①1	山田/台
を請求します。		§36条の規定に	-より、仏	.V)	つり活用	凹八	目 学区 リンイ	刊用管
	に係る保有個人 : を 受 け た 日		年	月	日			
		(開示決定通知書	の番号)		(目付)	年	月	日
	に係る保有個人 るに足りる事項	(開示決定に基づ	き開示を受け	けた保存	有個人情報)	1		
∫該当する箇	の趣旨及び理由 i 所 の □ 内 に てください。		□利用の付 提供の停」]消去			
		は、外の棚まご	土してノ	<u> </u>				
代理人		は、次の欄を記	載しくく	1231	' o			
「該当する筐	i所の口内に てください。	□法定代理人 □本人の委任によっ	る代理人(作	呆有特定	三個人情報!	こ限る	。)	
本人の状況等	(ふりがな) 本人の氏名							
による請求の場合、該	本人の住所又は							
当する箇所	居所及び連絡先				電話	()	
の口内に <i>レ</i> 印を付して ください。	本人の状況 (生年月日)	□未成年者(年	月	日生)		成年被後	5見人
(注) 次の欄	は実施機関が記	入しますので、	記載しな	いでく	ださい。			
(代理人が請	人 確 認 書 類 求する場合は : 人 確 認 書 類	□運転免許証 □ は □ 在留カード □ で □ その他 (旅券 □住』 特別永住者記		お帳カード	(写真	付き))	
法定代理人が	請求する場合の 確 認 書 類	□戸籍謄本 □登	記事項証明	書 □る	この他 ()	
本人の委任によ	る代理人が請求 求資格確認書類	□委任状(□印鑑)	登録証明書	が添付さ	られたものに	こ限る	。)	
担 当	課所	電話番号						
備	考							

規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細 則 (平成十五年埼玉県規則第六十三号) \mathcal{O} 一部を

次のように改正する。

十条の十五第一 条 の七第五項」を「第三十条の 第九条第二項中「第三十条の 項」に改める。 十一第一項」に、 五. 第一項」を 「第三十条の六第一 「第三十条の八第一項」 項 を「第三 「第三十

附則

Jの規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

規則

教 育 委員会規 玉 教 4育委員 則 第 十五号) 会 \mathcal{O} 保有 する \mathcal{O} __ 個 部 を改 人情 正 報 す \mathcal{O} 保 る 規則 護等 をここ に 関 する に 公布 規 則 す 伞 る 成 七 年 埼 玉

平成二十七年十月二日

埼玉県教育委員会委員長 髙 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二十二号

る規則 埼玉県教育委員会の保有する個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

育委員会規 玉県教育委員 則 第 十五号 会 \mathcal{O} 保 有 \mathcal{O} す る 部 個 を 人 次 情 報 \mathcal{O} よう \mathcal{O} 保 12 護 改 等 正 に す 関 る す る 規 則 伞 成 七 年 埼 玉 県

改 \Diamond 六条 第 _ 号 及 び 第二号 中 第二条: 第 兀 項 第 号 を 第二 条 第六 項 第 __ 号 に

一 号 」 七 を 中 「第二条第六項第 「第二条第 兀 項第二号 号」 _ に改める を 第二条第六 項第二号」 に 第二条 第 兀 項

人は 任 定 に 個 第 を開示 よる代 号を第二号 の委任に 人情報に 九条第六 開示 (理人) 請 請 求 よる 項を 求 あ とし、 書 書 0 代理 _ ては、 同条第 に に次に掲げる事項を」 を 加 に改め 同 人が開示請求をする場合に 未成年 項に え、 七項とし 第 同項を同条第六 者若 一号とし 同 項中第三号を第四号 L 同条第五 くは成年被 を「 て次 次に 項と 項 \mathcal{O} 一号を 中 は、 Ļ 後見 掲げる事項 法 第一号 人 定 غ 同 加 条第 の法 代 え る。 理 四項 定代 第二号 及び 人 (保有 第二号に 中 理 \mathcal{O} 特定個 を第三号 人 下 \neg 当 又 に 該 は 掲 法 人情 本 げ 定 保 代 \mathcal{O} る 報 有 委 理

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九 条第 兀 項 を同条第 五. 一項とし 同条第三 一項の 次に 次 \mathcal{O} 項を加 え

が に 他 委任 条例 開示請求 \mathcal{O} 第十五 状に 示 その 資格 押 をする場合 条第二 印 又 され は を 証 提 出 た 項 明 印鑑に する書 には、 \mathcal{O} L 規定に な け 当該 係る れば 類と ょ 印鑑登録 代理 り保 Ū な 6 て教育委員会 人は、 な 有特 定個 証 本人 明 書が 人情報 \mathcal{O} が 記名及び 添 適 当と認 を本 付された 人 押 \emptyset \mathcal{O} 钔 委任 る Ł が ŧ \mathcal{O} あ \mathcal{O} に に る委任状 を教育 限る。 よる 代 委員 理 (当 そ

項」 九 に 及 第 てド 兀 第 項 匹 第 項」 を 第 五 カ 項及 6 第五 び 項 第 六項」 ま で \mathcal{O} 規定」 を 第 に 五. 項 改 8 第 几 第六 項 71

様式第一号を次のように改める。

保有個人情報開示請求書

	年 月 日
(宛先)	
埼玉県教育委員会	(> 10 23 } . \
	(ふりがな)
	氏 名
	住所又は居所
	Ŧ
	電話 ()
埼玉県個人情報保護条例第	🗄 15 条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求
します。	
開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 (具体的に記載してください。)	
(注) 代理人が請求する場合	・は、次の欄を記載してください。
代理人の種別	□法定代理人
(該当する箇所の口内に) レ 印を付してください。	□本人の委任による代理人(保有特定個人情報に限る。)
(ふりがな)	
本人の状況等本人の氏名	
法定代理人 本人の住所又は 居所及び連絡先	電話()
による請求 店所及び連絡元 の場合、該 本人の状況	
当する箇所 (生年月日) の□内に レ	□未成年者(年 月 日生)□成年被後見人
印を付して 本人が未成年者	法定代理人が開示請求することについての本人の同意
【ください。】 (15 歳以上) で あ る 場 合	□有 □無
	\
(任) ひり畑りに収けいに尽く	. 9 0
	1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付(□送付を希望)
求める開示の実施の方法	2 電磁的記録の場合
開示の実施の方法に希望	□用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付 (□送付を希望)
│ するものがあれば、□内 │ │ (に <i>▶</i> 印を付してください。 │	□専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
	□電磁的記録媒体に複写したものの交付(□送付を希望)
開示の実施の希望日	年 月 日
(注) 次の欄は実施機関が記	己入しますので、記載しないでください。
請 求 者 本 人 確 認 書 類 (代理人が請求する場合は)	□運転免許証 □旅券 □住民基本台帳カード (写真付き)
代理人が請求りる場合は 代理人の本人確認書類	□ 口在留カード □特別永住者証明書 □ この他()
法定代理人が請求する場合の 請 求 資 格 確 認 書 類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()
本人の委任による代理人が請求 する場合の請求資格確認書類	□委任状(□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担 当 課 所	
. — 21	電話番号
備 考	

を加える。 以「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」 様式第二号(注)1中「、浜浜代攝人」を「浜浜代攝人」に改め、 「噺路」の次

を加える。 以「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」 様式第三号(注)1中「、帝尚代攝人」を「帝尚代攝人」に改め、 「噺苺」の次

様式第十一号を次のように改める。

保有個人情報訂正請求書

		年	月	目
(宛先)				
埼玉県教育委員会	(ふりがな)			
	(ふりかな) 氏 名			
	住所又は居所			
	電話 (<u></u>
埼本県個人情報保護条例 します。	第29条の規定により、次のとおり保有値	国人作	育報の計	止を請え
訂正請求に係る保有個人情報	年 月 日			
の開示を受けた!	(開示決定通知書の番号) (日付)	年	三 月	日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	报)		
	(趣旨)			
訂正請求の趣旨及び理目	(理由)			
(注) 代理人が請求する場	合は、次の欄を記載してください。			
代 理 人 の 種 別 (該当する箇所の口内に レ 印を付してください。	□法定代理人 □本人の委任による代理人(保有特定個人情報	服に限	る。)	
本人の状況等 (ふりがな) 本人の氏	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
による請求 の場合、該 当する箇所 の□内に レ			()	
印を付して ください。 本 人 の 状 (生年月日	□未成年者(年 月 日生	生)	□成年被征	
	記入しますので、記載しないでください			
請 求 者 本 人 確 認 書 類 代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類	□運転免許証 □旅券 □住民基本台帳カー □在留カード □特別永住者証明書 □その他(ド(写	真付き))	
法定代理人が請求する場合の 請 求 資 格 確 認 書 類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()	
本人の委任による代理人が請求 する場合の請求資格確認書		りに限	る。)	
担 当 課 所	電話番号			

保有個人情報利用停止請求書

					3	年	月	日
(宛先) 埼玉県	教育委員会							
		(ふりがな))					
		氏 名						
		N ===						
		住所又は	舌叶					
		₹		電話	1	()	
埼玉県個人	青報保護条例第	 第36条の規定に。	<u> </u>			<u>、</u> 人情载	<u>/</u> 扱の利け	用停止
請求します。	111 10000000000000000000000000000000000	3000/C100		C 40	NIC IT IED	V 1111 1	K - > - 3/	1,11, 111
利用停止請求り	こ係る保有個人		<i>I</i> ::	п	П			
情報の開示	を受けた日		年	月	日			
		(開示決定通知書	の番号)		(日付)	年	月	日
	こ係る保有個人 るに足りる事項	(開示決定に基づ	き開示を受け	けた保有	個人情報)			
∫該 当 す る 箇	の趣旨及び理由 所の□内に	(趣旨) □第1号該当 → □第2号該当 → (理由)]消去			
し レ 印を付し [*]	てください。丿							
(注) 代理人	が請求する場合	は、次の欄を記	記載してくれ	ださい	0			
	の 種 別 所の□内に てください。	□法定代理人 □本人の委任によ	る代理人(例	R 有特定	[個人情報]	こ限る	。)	
本人の状況等	(ふりがな) 本人の氏名							
による請求 の場合、該 当する箇所	本人の住所又は 居所及び連絡先				電話	()	
の口内に レ 印を付して ください。	本人の状況 (生年月日)	□未成年者(年	月	日生)	(成年被後	6見人
		L L入しますので、	記載しない	ハでく	ださい。			
請求者本	人 確 認 書 類	□運転免許証 □ □在留カード □	旅券 □住目	是基本台		(写真	付き)	
代理人の本	人確認書類	□その他()	
	請求する場合の 確 認 書 類	□戸籍謄本 □登	記事項証明書	를 □ そ	・の他 ()	
	る代理人が請求 求資格確認書類	□委任状(□印鑑	登録証明書が	_ - ぶ添付さ	れたものに	 こ限る	。)	
担当	課所	電話番号						
備								

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成27年10月2日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第11号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規 則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

第7条中「第2条第4項第2号」を「第2条第6項第2号」に、「第2条第4項第1号」を 「第2条第6項第1号」に改める。

第10条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項(保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第1号及び第2号に掲げる事項)を開示請求書に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第15条第2項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状(当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)その他のその資格を証明する書類として公安委員会が適当と認めるものを公安委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第19条中「第4項第3号、第5項及び第6項」を「第5項第4号、第6項及び第7項」に、 「及び同条第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

保有個人情報開示請求書

	hi. 11 le	年 月 日				
(宛先) 埼玉県公安	· 委員会	Т Л ц				
		(ふりがな)				
		氏名				
		住所又は居所				
		Ŧ				
		電話()				
埼玉県個人情報	報保護条例第15条の規	定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。				
開示請	求 に 係 る					
	情報の名称等					
(具体的に記載	載してください。)					
(注) 代理人が記	青求する場合は、次の	欄を記載してください。				
代 理 人	の種別、	□法定代理人				
	する箇所にレ印を					
し付してください	J.	□本人の委任による代理人(保有特定個人情報に限る。)				
	(ふりがな)					
本人の状況等	本人の氏名					
法定代理人	本人の住所又は					
による請求	居所及び連絡先	電話()				
の場合、該	本人の状況	 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人				
当する箇所	(生年月日)	口术风中有 (中 方 口土) 口风中恢復先八				
の口内にレ	本人が未成年者	 法定代理人が開示請求することについての本人の同意				
印を付して	(15歳以上)	□有□無				
ください。	である場合					
(注) 次の欄の言	記載は、任意です。					
		1 文書又は図画の場合				
求める開示	ミの実施の方法	□閲覧 □写しの交付(□送付を希望)				
関示の実施	i の 方 法 に 希 望)	2 電磁的記録の場合				
	あれば、口内	□用紙に出力したものの閲覧				
	してください。	□用紙に出力したものの交付(□送付を希望)				
		□専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴				
		□電磁的記録媒体に複写したものの交付(□送付を希望)				
	施の希望日	年 月 日				
	は、記載しないでくだ					
	:人確認書類	□運転免許証 □住民基本台帳カード(写真付き)				
	(代理人が請求する場合は │ □在留カード(写真付き) □特別永住者証明書					
	本人確認書類」	□その他()				
	が請求する場合の	□戸籍謄本 □登記事項証明書				
	格確認書類	□その他()				
本人の委任に	よる代理人が請求	□委任状(□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)				

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

電話番号

する場合の請求資格確認書類

所

属

考

当

担

様式第2号(注)1中「、法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第3号(注)1中「、法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第12号を次のように改める。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 埼玉県公安委員会		Τ /1	Н
	(ふりがな) 氏名		
	住所又は居所 〒		
埼玉県個人情報保護条例第29条	 の規定により、次のとおり保有	電話 () 個人情報の訂正を請求します。	
訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個人情報の開示を受けた日	年 月	日	
訂正請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) (開示決定に基づき開示を受		日
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)		
(注)代理人が請求する場合は、	次の欄を記載してください。		
代理人の種別 □内は、該当する箇所に レ印を付してください。	□法定代理人 □本人の委任による代理人(保有特定個人情報に限る。)	

本人の状況等 (ふりがな) 本人の氏名 法定代理人 による請求 本人の住所 の場合、該 又は居所 当する箇所 及び連絡先 電話 の口内にレ 本人の状況 印を付して 年 月 日生) □成年被後見人 □未成年者(ください。 (生年月日)

(注)以下の欄は、記載しないでください。

	請求	者本ノ	(確認	書 類	□運転免許証 □住民基本台帳カード(写真付き)			
	(代理)	しが 請:	求する場	易合は)	□在留カード(写真付き) □特別永住者証明書			
	代理.	人の本	人確認	書類)	□その他()			
	法定代	理人が記	青求する場	場合の	□戸籍謄本 □登記事項証明書			
	請求	資 格	確認書	類	□その他()			
	本人の	委任によ	る代理人だ	が請求	□禾仏中 (□□樫敦紀訂明書が近付されたものに阻え)			
	する場合の請求資格確認書類			忍書類	□委任状(□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)			
	1 n	M	=::	U				
	担	当	所	属	電話番号			
İ	備			考				
Į	NII			3				

様式第19号を次のように改める。

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)				
埼玉県公安委員会				
	(ふりがな)			
	氏名			
	住所又は居所			
	T			
		電話	()
埼玉県個人情報保護条例第36条	の規定により、次のとおり保有個。	人情報の利用を	停止を請求	します。
利用停止請求に係る保有 個人情報の開示を受けた日	年月	日		
利用停止請求に係る保有個人 情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) (開示決定に基づき開示を受けた	(日付) 保有個人情報	年 月	日
HTM C TIME / STEACE / SOFT				
利用停止請求の趣旨及び理由 (該当する箇所の口内に レ印を付してくださ い。	(趣旨)□第1号該当 → □利用の停止□第2号該当 → 提供の停止(理由)	□消去		
	次の欄を記載してください。			
代理人の種別	□ 法定代理人			

	の種別		法定代理人				
□内は、該当する箇所に レ印を付してください。			本人の委任によ	る代理人	、(保有特	特定個人怕	青報に限る。)
本人の状況等	(ふりがな)						
法定代理人	本人の氏名						
による請求 の場合、箇所 の口内にして 印を付して	本人の住所 又 は 居 所 及び連絡先				電話	()
ください。丿	本人の状況 (生年月日)	口未	·成年者(年	月	日生)	□成年被後見人

(注)以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類 代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類	□運転免許証 □住民基本台帳カード(写真付き) □在留カード(写真付き) □特別永住者証明書 □その他()
法定代理人が請求する場合の 請 求 資 格 確 認 書 類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()
本人の委任による代理人が請求 する場合の請求資格確認書類	□委任状(□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担 当 所 属	電話番号
備 考	

附則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

規則

則 をここに 埼 玉 人 公布 事委員会の する 保有 する 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護等 12 関す る 規 則 \mathcal{O} 部 を改正 す る

平成二十七年十月二日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一—六五

る規則 埼玉県人事委員会の 保有する個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

規 則 埼 玉県人事委員 五. 0 \mathcal{O} 会 部 \mathcal{O} 保 有 を 次 \mathcal{O} す よう る 個 Œ 人 情 改 正す 報 \mathcal{O} る 保 護 等 関 す る 規 則 绮 玉 県 人 事 委員 숲

改 \emptyset 第 六条 第 _ 号 及 び 第二号 中 「第二条第四 項 第 _ 号」 を 第二 条 第六 項 第 号 に

七条中

「第二条第

匹

項第二号」

を

「第二条第六

項第二号」

に

第二条

第

兀

項

人は 定 に 個 第 号」 よる代理人) 九条第六項を同条第 の委任による代理 人情報に 開示 を 請 「第二条第六項第一号」 求 あ 書 0 _ ては、 に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項 を加え、 人が開示請求をする場合に 未成年者若 七項とし 同項を同条第六 L 同条第五項中 に改める くは成年被後見人 項と は、 Ļ 「法定 第一号及び第二号に 同条第四項 の法定代 代 理 人 (保有特定個 中「 理 \mathcal{O} 人 下 当 又 に 該法定 は 掲 人情 本 (保 げ 代 の委 る 報 有 理

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

号を第二号

とし、

同

項に

第

一号として次

の一号を

加

え

る。

を開示請求

書

に

に改め

同項中第三号を第四号とし、

第二号を第三号と

九条第四項 を同条第五 項とし 同条第三項の 次に 次 \mathcal{O} 項を加 え る

会 該 が に提 他 委任状に 開示請求 条例第十五条第二項 \mathcal{O} 示 その 資格 押印された をする場合 又 を証 は 提出 明 する書類とし 印鑑に係る印鑑登録 には、当該 の規定により保 L な け れば 代理 なら て人事委員会が 人は、 な 有特 い 証 定個 本人 闘書が 人情報 0 記名及び 添付された 適当と認め を本 人の 押 前 る Ł 委任による が ŧ \mathcal{O} あ に限る。 \mathcal{O} る委任状 を 人事委員 代 理 (当 そ

七 項」 十九 条中 に、 第四 及 び 第 項第三号、 兀 項 を 第五項及び \neg カコ ら第五 項 第六項」 ま で \mathcal{O} 規定」 を 第 に 五. 項 改 \otimes 第 兀 号、 第六 項 71

附則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する

埼玉県警察本部訓令第36号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月2日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓 令

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部改正)

第1条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令(平成18年埼玉県警察本 部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。 第7条中「第2条第4項第2号」を「第2条第6項第2号」に、「第2条第4項第1号」 を「第2条第6項第1号」に改める。

第 10 条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項(保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第1号及び第2号に掲げる事項)を開示請求書に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人の別 第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 条例第15条第2項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求 をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状(当該委任状に押印さ れた印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)その他のその資格を証明する 書類として本部長が適当と認めるものを本部長に提示し、又は提出しなければならない。 第20条中「第4項第3号、第5項及び第6項」を「第5項第4号、第6項及び第7項」に、 「及び同条第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

保有個人情報開示請求書

(I N)		年 月 日				
(宛先)	3 					
埼玉県警察	大					
		(ふりがな)				
		氏名				
		70.0				
		住所又は居所				
		₸				
		電話 ()				
埼玉県個人情	報保護条例第15条の規	定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。				
開 示 請	求に係る					
	情報の名称等					
	載してください。)					
		欄を記載してください。				
代理人		□法定代理人				
□ □ □ 内は、該当□ 付してください	する箇所にレ印を	ロナトの委任によった四十(旧大性ウ畑・桂却に四)				
(11001/201	(ふりがな)	□本人の委任による代理人(保有特定個人情報に限る。)				
 本人の状況等	本人の氏名					
	本人の住所又は					
法定代理人	居所及び連絡先	電話()				
による請求 の場合、該	本人の状況					
当する箇所	(生年月日)	□未成年者(年月日生)□成年被後見人				
の口内にレ	本人が未成年者	 法定代理人が開示請求することについての本人の同意				
□ 印を付して ください。	(15歳以上)	□有□無				
	である場合					
(注)次の欄の言	記載は、任意です。	1 소화되다আ로이비스				
最 み ス 閏 =	示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付(□送付を希望)				
		2 電磁的記録の場合				
	面の方法に希望	□用紙に出力したものの閲覧				
するものがあれば、□内 にレ印を付してください。		□用紙に出力したものの交付(□送付を希望)				
C L HI S II		□専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴				
		□電磁的記録媒体に複写したものの交付(□送付を希望)				
開示の実	を施の希望日	年 月 日				
(注)以下の欄に	は、記載しないでくだ	さい。				
請求者本人確認書類		□運転免許証 □住民基本台帳カード(写真付き)				
(代理人が請求する場合は)		□在留カード(写真付き) □特別永住者証明書				
	本人確認書類人	□その他()				
	が請求する場合の	□戸籍謄本 □登記事項証明書				
	格確認書類	□その他()				
	こよる代理人が請求	□委任状(□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)				
する場合の	請求資格確認書類					

(注)本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

電話番号

当 所

属

担

様式第2号(注)1中「、法定代理人本人」を「法定代理人本人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第3号(注)1中「、法定代理人」を「法定代理人」に改め、「資格」の次に「、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること」を加える。

様式第12号を次のように改める。

保有個人情報訂正請求書

	VIC		年	月	日
(宛先) 埼玉県警察	李本部長			71	Н
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
		(ふりがな)			
		氏名			
		分配立は見配			
		住所又は居所			
		電話	£	()
埼玉県個人情報	報保護条例第29条	の規定により、次のとおり保有個人情報の訂ī		えします	- 0
訂正請求し	こ係る保有	年 月 日			
個人情報の開	示を受けた日	' ' '			
		(開示決定通知書の番号) (日付)	年	月	日
	る保有個人情報	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情	i報)		
を特定するに	こ足りる事項				
		(趣旨)			
訂正請求の起	1 国 日 及 び 理 由	(理由)			
(注) 代理人が記	青求する場合は、	次の欄を記載してください。			
代 理 人	の種別、	□法定代理人			
□□内は、該当	áする箇所に こください		: ±0) ~ 170	7 \	
本人の状況等		□本人の委任による代理人(保有特定個人情	報に限	<u>る。)</u>	
	本人の氏名				
法定代理人					
による請求 の場合、該	本人の住所 又は居所				
当する箇所	及び連絡先	電話()		
の□内にレ 印を付して	本人の状況	PE 111			
【 「	(生年月日)	□未成年者(年 月 日生)	□成	年被後	見人
(注) 以下の欄!	<u> 、 </u>	 ください			
	人確認書類	□運転免許証 □住民基本台帳カード(写真	 [付き)		
代理人が請求する場合は		□在留カード(写真付き) □特別永住者記	E明書		
代理人の本人確認書類		□その他 ()			
	請求する場合の	□戸籍謄本 □登記事項証明書			
請求資格		□その他()			
本人の委任による代理人が請求 する場合の請求資格確認書類 □委任状(□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)					
9る場合の請	水貝恰惟祕書類				

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

電話番号

属

考

担

備

当

所

様式第19号を次のように改める。

当 所

属

考

担

備

保有個人情報利用停止請求書

			年	月	日
(宛先)					
埼玉県警察	本部長				
		(ふりがな)			
		氏名			
		住所又は居所			
		₹		,	,
林工用佣工 棒。	扣扣苯タ <i>同</i> 签90名	で担宅により、 次のしおり促去畑上様和の利用	一一	(, 全主++-) 1	<u>)</u>
利用停止請求		の規定により、次のとおり保有個人情報の利用	11学正を	調水し	ンより。
個人情報の開		年 月 日			
16-15 4 114 114 1 154	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	(開示決定通知書の番号) (日付)	年	月	日
	こ係る保有個人	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	报)		
情報を特定する	るに足りる事項				
		(趣旨)			
利用停止請求の	の趣旨及び理由	□第1号該当 → □利用の停止 □消去			
	箇所の□内に	□第2号該当 → 提供の停止			
	してくださ	(理由)			
(1)	J				
(注)代理人が記	- 青求する場合は、	次の欄を記載してください。			
代理人		□ 法定代理人			
□内は、該当				- · ·	
レ印を付して	<u> </u>	□ 本人の委任による代理人(保有特定個人情	青報に関	艮る。)	
本人の状況等	(ふりがな)本人の氏名				
法定代理人	本人 の民名				
による請求の場合、該	本人の住所				
当する箇所	又は居所				
の口内にレ 印を付して	及び連絡先	電話()		
【「おをわして」	本人の状況			C 444.50 1	= 1
	(生年月日)	□未成年者(年 月 日生)	山灰年	F被後」	兄人
(注)以下の欄に	は、記載しないで	ください。			
請求者本人確認書類		□運転免許証 □住民基本台帳カード(写真的			
代理人が請求する場合は		□在留カード(写真付き) □特別永住者証	明書		
代理人の本人確認書類」		□その他 ()) □ 戸籍謄本 □登記事項証明書			
法定代理人が請求する場合の 請 求 資 格 確 認 書 類		□ □ 戸稲暦平 □ 型記事項証明音 □ こその他()			
本人の委任による代理人が請求			のファ 7日・	7 \	
する場合の請求資格確認書類		□委任状(□印鑑登録証明書が添付されたもの	ノに限っ	ວ。)	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

電話番号

(警察情報管理システム等運用管理規程の一部改正)

第2条 警察情報管理システム等運用管理規程 (平成23年埼玉県警察本部訓令第32号) の一部 を次のように改正する。

第2条第4号ア中「第2条第4項」を「第2条第6項」に改める。

附則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十二号

を 次 営企 \mathcal{O} ように 業管理者 に定める の保有する個 人情報 \mathcal{O} 保 護等 に関す る 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 程

平成二十七年十月二日

埼玉県公営企業管理者 中 野 - 晃

公 営 企 業管 理者 \mathcal{O} 保 有 す Ź 個 人情 報 \mathcal{O} 保護等 に 関す る 規 程 \mathcal{O} 部 を改 正 する

規程

企業管理 公営企業管理 規 程 者 第 十二号 \mathcal{O} 保 有 す \mathcal{O} る 個 部 人 情 を 次 報 \mathcal{O} \mathcal{O} よう 保 護 等 改 に 関す 正 す Ź る 規 程 伞 成 + 七 年 埼 玉 県 公

改 \otimes 第六条第 号 及 び 第二号 中 「第二条第 兀 項 第 号」 を 「第二条第六 項 第 __ 号

一号」を 七条 中 「第二条第 第二条第六 兀 項第 項第二号」 号」 に改める を 「第二条第六 項第二号」 に 第二条第 兀 項

任に 本人 定 は、 第 を開示 号を第二号とし、 よる代理 九条第六 の委任による代理 人情報に 開示 請 請 求 求 あ 項を同条第 書に」 書 _ ては を加え、 次 に改め 12 同 人 掲げる が開示請求をす 項に第一号として次 未成年者若 七項とし 同項を同条第六 事 同項中第三号を第四号とし、 項 を L 同条第五 くは を「 る場合に 成 の一号を-次 項と 年被後見 項 E 中 は、 Ļ 掲げる事 法 第一号及び 人の法定代 定 加 同条第四項 え 代 る。 項 理 第二号 保保 人 第二号 有 中 理 \mathcal{O} 特 を第三号 人 下 又は 定 当 に 12 個 該 法法定 掲 本 人 情 げ る事 代 の委 報 有 理

法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九条第四 項を同条第五項とし 同条第三 項の次に 次 \mathcal{O} _ 項を加え

4 開示 業管 他 \mathcal{O} 理者 その 請 第十五条第二項 求をする場合 資格 提示 印 を証 され Ļ た 明 印鑑 には、 又は する書類とし の規定により保有特定個 提出 に 当該 係る し 代理 な 印 け て 鑑 人は、 公営 登録 れ ば 企業管理者が ならない 証 本人 明書 人情報を本 0 が 記名及 添付 適当と認 さ てド れ 押印 人 たも \mathcal{O} 委任による があ \Diamond \mathcal{O} る に る委任状 ŧ 限る。 \mathcal{O} を公営 代理 (当

十九 条中 及 兀 び 第 項 匹 第 項」 を 第 五 カ ?ら第五 項及 び 第 項 くまで 六項」 \mathcal{O} 規定」 を 第 に 五. 改 項 \Diamond 第 る 四号 第六 項及 75

附則

この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

る 埼玉県 程を次の 病 院 ように 事業管理者の保有する 定定める。 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す

平成二十七年十月二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 暋

正 埼 す 玉 る規 病 院 事 · 業 管 理者 \mathcal{O} 保 有 す る個 人 情 報 \mathcal{O} 護等 に 関す る 規 程 \mathcal{O} \longrightarrow 部 を 改

玉 県 埼 玉県病 病院 事 業管 院 事業管理者 理 規程 第 十二号) \mathcal{O} 保 有 す \mathcal{O} る 個 部 人情 を 報 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 保 ょ 護等 Š に 改 関 正 す す る る 規 程 平 成 +七 年埼

改 \otimes 第六条第 る。 号 及 び 第二 号 中 「第二条第四 項 第 号」 を 「第二条第六 項 第 __ 号

一号」を 七条 中 「第二条第 第二条第六 兀 項 第 項第二号」 号」 に改める を 「第二条第六 項第二号」 に 第二条第 兀 項

任に 定 は、 第 号を第二号とし、 を開示 よる代理 九条第六 の委任による代理 人情報に 開示 請 請 求 求 あ 項を同条第 書に」 書 _ ては を加え、 次 に改め 12 人 同項に第一号として次 が開示請求をす 掲げる事 未成年者若 七項とし 同項を同条第六 同項中第三号を第四号とし、 項 を」 L 同条第五 くは を「 る場合に 成年被後見 の一号を-次 項と 項 E 中 は、 į 掲げる事 法 第一号及び 人の法定代 定 加 同条第四項 え 代 る。 項 理 第二号 (保 人 第二号 有 中 理 \mathcal{O} 人又は 特 を第三号 下 定 当該法定 に 12 個 掲 本 人 情 げ る事 代 の委 報 有 理

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九条第四 項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次 \mathcal{O} _ 項を加え

4 該 \mathcal{O} 委任 開示 他 条例第十五条第二項 \mathcal{O} は その 請 提 求をする場合 出 押 資格を証 印 しな され け れ た 明 印鑑に には、 ば する書類とし の規定により保有特定個 な 5 当該 保る印 ない。 代理 鑑登録 て管理者が 人は、 証 本人 明書 適当と認めるも 人情報を本 0 が 記名及 添付 された てド 押印 人 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 委任による代理 があ を管 \mathcal{O} に る委任状 理者に 限る。 提示 (当

項」 及 第 び 兀 第 項 第 兀 項 を 第 五 カ 項及 5 第五 び 項 第 ま 六項」 で \mathcal{O} 規定」 を 第 に 五. 改 項 \Diamond 第 る 四号 第六 項 及 てド

附則

この規程は、平成二十七年十月五日から施行する

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

る規程を次 埼玉県下 水道 いのよう 事業管理者 に定める の保有す る個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正

平成二十七年十月二日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

改 正 埼玉 立する規 県下 水 程 道 事 業管理者 \mathcal{O} 保有 す る 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} 部

年 流 埼 玉県下 域 下 水 道 水道事業管 事業管理 理者 規 程第 \mathcal{O} 九 保 号) 有 す \mathcal{O} る 個 部 人情 を 次 報 \mathcal{O} \mathcal{O} 保護等 よう に 改 正す 関 す る る 規 程 (平成二十二

改 第六条 \otimes る。 第 号 及 び第二号中 「第二条第 兀 項第 号 を 「第二条第六 項 第 号

号」 七条 を 中 「第二条第 第二条第六 兀 項 第 項第二号」 号」 に改める を 「第二条第六 項第二号」 に 第二条第 兀 項

任に 定 は、 第 号を第二号とし、 を開示 よる代理 九条第六 の委任による代理 人情報に 開示 請 請 求 求 あ 項を同条第 書に」 書 _ ては を加え、 次 に改め 12 同項に第一号として次 人が開示請求をす 掲げる 未成年者若 七項とし 同項を同条第六 事 同項中第三号を第四号とし、 項 を L 同条第五 くは を「 る場合に 成 の一号を-次 項と 年被後見 項 E 中 は、 į 掲げる事 法 第一号及び 人の法定代 定 加 同条第四項 え 代 る。 項 理 第二号 (保 人 第二号 有 中 理 \mathcal{O} 特 を第三号 人 下 「当該法定 又は 定 に 12 個 掲 本 人 (保 情 げ る事 代 の委 報 有 理

法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九条第四 項を同条第五項とし、 同条第三項の次に 次 \mathcal{O} _ 項を加え

4 該 \mathcal{O} 委任 開示 他 \mathcal{O} は その 請 第十五条第二項 提 求をする場合 出 押 資格を証 印 しな され け た れ 明 印鑑に には、 ば する書類とし の規定により保有特定個 な 5 当該 保る印 ない。 代理 鑑登録 て管理者が 人は、 証 本人 明書 適当と認めるも 人情報を本 0 が 記名及 添付 された 75 押印 人 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 委任による代理 があ を管 \mathcal{O} に る委任状 理者に 限る。 提示 (当

項」 第 及 び 兀 第 項 第 兀 項」 を 第 五 カ 項及 5 第五 び 項 第 ま 六項」 で \mathcal{O} 規定」 を 第 に 五. 改 項 \Diamond 第 る 四号 第六 項 及 てド

附則

この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。

埼玉県告示第千百九号

平成二十七年十月二日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 職員用デスクトップ型パーソナルコンピュータの賃貸借 400台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成27年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所富士通リース株式会社 東京都千代田区練塀町3番地
- 5 落札金額 39,025,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年7月14日

埼玉県告示第千百十号

出さ 定款 る。 特定非営利活動促進法 の変更の認証を受けようとする特定非営 れたので、 同条第五項に (平成十年法律第七号) お ** \ て準用する同法第十条第二項 利活動法人 第二十五条第四 から次 \hat{O} \mathcal{O} 規定 とお 項 \mathcal{O} 規定に により り申請 公告す 書が提 ょ り、

びにイ saitamaken-npo.net/)) 活 な 洪助 お、 ンターネ 公社会づ 当 該 申 請 ツ トを利用する方法 に係る ŋ 課及 により び埼玉 変更後 一県南 縦覧に供する。 \mathcal{O} 定款 西部地 (埼玉県N を、 域振興セ 申請 Ρ 書を受理 O 情報 ンタ ステ に た お 日 シ カン V 彐 て備 ら 二 え置 (http://www 月 間、 方法並 県 民 生

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライ

三 代表者の氏名

太田 久美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十五番十七1

五 定款に記載された目的

とする。 どもた とめ、 11 この もつ 5 自 法 をサポ 人は、 律を助 て 子ども 悩み け る \mathcal{O} \vdash 健やか を持 \sim てい ル プ 0 ライ 子ども な成長のための社会基盤づくりに寄与することを目的 こうとする大人 ン たちや話 「子ども 人たちの 電話 を聴 V てほ 輪を \mathcal{O} 開 広 設をする げ V 子ども 7 11 と共に、 くため たち \mathcal{O} \mathcal{O} 事 地 声 業を行 域で子 を受け

埼玉県告示第千百十一号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 律第 1 て準 九 に 供 用する同 +す _ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ り

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地

五.

ロ変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 越谷花田物販店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二—二外

(変更後) 越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花 田二丁目二番地三、 二 番 地 匹、 地五

ハ 変更年月日

平成二十七年四月十六日

ニ 届出年月日

平成二十七年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年十月二日から平成二十八年二月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

模小 売店 舗 <u>\frac{1}{2}</u> 地法第 八 条第二項 \mathcal{O} 規 定 12 り、 当該 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 :環境の 保持 \mathcal{O} た 8 配慮すべ き事項に 9 V て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十月二日から平成二十八年二月二日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千百十二号

り縦覧に供する。 たので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配 _ 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百一号) 第十 認可の申請が 分計画を次 いのとお -八条第 あっ

ま でに埼玉県知事に意見書を提出することができる。 なお、 当該農用地利用配分計画に 関 し利害関係を有する者は、 縦覧期間満 \mathcal{O} 日

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

六 五 三	渡川二千八十五番町大字駒衣字下志埼玉県児玉郡美里	八番地一町児玉千六百三十埼玉県本庄市児玉	鈴木 敏夫
一九、二三八	か十三筆町大字駒衣字上志町大字駒衣字上志	六十八番地	清水和彦
一七、二五二	か十筆 川八百四十番一ほ 町大字古郡字志戸 野玉県児玉郡美里	番地一町入浅見九百十三時玉県本庄市児玉	木村保
一、一四七	ほか一筆 渡川二千三十六番 町大字駒衣字上志	百四十六番地一町大字白石二千七	菅野 亜希
二四、九五九	二十二筆 渡川二千五番ほか 町大字駒衣字上志 野玉県児玉郡美里	十六番地 一	片山 好信
一四、五一六	筆	喜千二十二番地三	社ーション株式会アルファイノベ
一四四、六八八	番ほか百五十二筆下村君字中谷千七埼玉県羽生市大字	地一	造株式会社
メートル) 面積(平方	所在地	住	氏名又は名称
の設定等を受ける土地	賃借権の設定等な	設定等を受ける者	賃借権の設

有限会社みのり	矢島 好彦	茂田穀作組合
十一番地二町大字駒衣四百八埼玉県児玉郡美里	六番地 町大字古郡五百十 埼玉県児玉郡美里	二十番地町大字小茂田三百埼玉県児玉郡美里
七筆二十四番ほか六十町大字古郡字石神	か十一筆 六百八十三番一ほ 町大字古郡字遠切	か九筆 六百八十三番一ほ 町大字古郡字遠切
一〇八、九〇九	二一、四七四	一八、五八〇

二 申請年月日

平成二十七年九月二十五日

埼玉県農林

兀

縦覧期間

三

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

五 意見書の提出先

平成二十七年十月二日から平成二十七年十月十六日まで

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

埼玉県告示第千百十三号

のとおり縦覧に供する。 林計画を変更したいので、同法第六条第一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、 項の規定により、 地域森林計画の案を次 地域森

県知事に対し、 なお、当該地域森林計画 理由を付した文書をもって、 の案に意見がある者は、 意見を申し立てることができる。 縦覧期間満了 \mathcal{O} 日までに、 埼 玉

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一森林計画区の名称

埼玉森林計画区

一縦覧の場所及び期間

埼玉県寄居林業事務所		埼玉県秩父農林振興センター	埼玉県川越農林振興センター		埼玉県農林部森づくり課	縦覧場所
時三十分まで)	る休日を除く日の午前九時から午後	二十三年法律第百七十八号) に規定す	日及び国民の祝日に関する法律(昭和	十一月二日(月)まで(日曜日、土曜	か ら 同	縦覧期間

埼玉県告示第千百十四号

で、 十四条第三項の規定により公示する。 測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上

田

清

司

測量計 . 画機関

蕨市

 $\vec{-}$ 作業種類

公共測量 (三級基準点測量)

 \equiv 作業地域

蕨市塚越地内

作業期間

兀

平成二十七年八月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

埼玉県告示第千百十五号

二十七日終了した旨測量計画機関である行田市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十六年埼玉県告示第千五百一号で公示した公共測量は、平成二十七年三月 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千百十六号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田

清

司

一測量計画機関

久 喜 市

二作業種類

公共測量 (基準点測量)

三 作業地域

久 喜 市

四 作業期間

平成二十七年十月五日から平成二十七年十月三十日まで

埼玉県告示第千百十七号

において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 する旨の通知を受けたので、 測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

 \equiv

作業種類

 \equiv

公共測量

(公社営埼玉型ほ場整備事業)

作業地域

兀 作業期間

羽生市大字尾崎地内

平成二十七年八月二十七日から平成二十八年二月二十九日まで

埼玉県告示第千百十八号

法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年 次の土地の区域を

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

土砂災害警戒区域

	石神4丁目			大和田			新座市営西			中野2丁目			池田3丁目			栗原3丁目			妙音沢			新座高校		土砂災害警戒区域の名称
置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県朝霞	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県朝霞		土砂災害警戒区域																		
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	なる自然現象の種類	土砂災害の発生原因と

土石流	平面図等を埼玉県飯能	栗原川
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県飯能	聖天院沢 - 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県飯能	高麗神社沢 - 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県飯能	高麗神社沢 - 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	堀ノ内2丁目 - 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	片山2丁目 - 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	堀ノ内1丁目
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	馬場1丁目
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	池田1丁目 - 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	池田 1 丁目 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	畑中1丁目 - 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞	畑 中 1 丁 目 1

	_										
妙 音 沢	新 座 高 校	戒区域の名称の名称	土砂災害特別警戒		川久保沢	大満寺沢	森 下 沢	武蔵台中沢	猿 田 沢	楡木沢	
所及び新座市役所朝霞県土整備事路平面図等を埼玉県	平面図等を埼 明霞県土整備 で新座市	区 域 砂災害特 別 警									
市備場玉州	縦 役 事 玉 覧 所 務 県	戒		置いて縦覧に供すり出事が見ば	早上を帯事み 平面図等を埼	置いて縦覧に県土整備事務平面図等を埼	置いて縦覧に供果土整備事務所平面図等を埼玉	置いて縦覧に供す県土整備事務所に平面図等を埼玉県	置いて縦覧に供す県土整備事務所に平面図等を埼玉県	置いて縦覧に県土整備事務	置いて縦覧
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然生砂災害の発生		覧に供する。	事务所 こ 請えど 埼玉県 飯能	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。
所 朝 平 及 霞 面	に に 所 朝 平 供 備 及 霞 面	に 規 う 防 土 関 制 建 止 砂			土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土 石 流	
び新座市役所とおいる。	図等を埼玉県土整備事務で新座市役所で新座市役所	に関する事項 対制に必要な衝撃 が止するために行 が止するために行									

_
土
砂
災
害
特
別
警
戒
X
域

	県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。	
榆木沢	平面図等を埼玉県飯能	土石流
	県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。	
猿田沢	平面図等を埼玉県飯能	土石流
	県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。	
武蔵台中沢	平面図等を埼玉県飯能	土石流
	県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。	
森下沢	平面図等を埼玉県飯能	土石流
	県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。	
大満寺沢	平面図等を埼玉県飯能	土石流
	県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。	
川久保沢	平面図等を埼玉県飯能	土石流
	県土整備事務所に備え	
	置いて縦覧に供する。	
上沙災 唇寿 川 譥戈之或		

朝霞県土	池田1丁目-1 平面図等	に供する	に備え置	所及び新	朝霞県土	畑中1丁目 - 2 平面図等	に供する	に備え置	所及び新	朝霞県土	畑中1丁目-1 平面図等	に供する。	に備え置	所及び新	朝霞県土	石神4丁目 平面図等	に供する。	に備え置	所及び新	朝霞県土	新座市営西 平面図等	に供する。	に備え置	所及び新	朝霞県土	中野2丁目 平面図等	に供する	に備え置	所及び新	朝霞県土	栗原3丁目 平面図等	に供する	
土整備事務	を埼玉県	0	いて縦覧	座市役所	整備事務	を埼玉県	0	いて縦覧	座市役所	-整備事務	を埼玉県	0	いて縦覧	座市役所	整備事務	を埼玉県	0	- いて縦覧 	座市役所	土整備事務	を埼玉県	0	いて縦覧	座市役所	整備事務	を埼玉県	0	いて縦覧	座市役所	整備事務	を埼玉県	0	; ;
	急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊					急傾斜地の崩壊		
朝霞県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び新座市役所	朝霞県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び新座市役所	朝霞県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び新座市役所	朝霞県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び新座市役所	朝霞県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び新座市役所	朝霞県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び新座市役所	朝霞県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	

			兪木尺
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び日高市役所		所及び日高市役所	
飯能県土整備事務		飯能県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	栗原川
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び日高市役所		所及び日高市役所	
飯能県土整備事務		飯能県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	聖天院沢 - 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び日高市役所		所及び日高市役所	
飯能県土整備事務		飯能県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	高麗神社沢 - 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び新座市役所		所及び新座市役所	
朝霞県土整備事務		朝霞県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	堀ノ内1丁目
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び新座市役所		所及び新座市役所	
朝霞県土整備事務		朝霞県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	馬場1丁目
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び新座市役所		所及び新座市役所	
朝霞県土整備事務		朝霞県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	池田1丁目 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び新座市役所		所及び新座市役所	

				川久保沢					武蔵台中沢				
に供する。	に備え置いて縦覧	所及び越生町役場	飯能県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び日高市役所	飯能県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び日高市役所	飯能県土整備事務
				土石流					土石流				
に供する。	に備え置いて縦覧	所及び越生町役場	飯能県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び日高市役所	飯能県土整備事務	平面図等を埼玉県	に供する。	に備え置いて縦覧	所及び日高市役所	飯能県土整備事務

埼玉県告示第千百十九号

第十四号)第四十九条の規定により、 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 次のとおり公示する。 (昭和四十年政令

その関係図面は、 埼玉県県土整備部 水辺再生課及び埼玉県行田 県土整備事 務所に

備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

河川の名称

利根川水系一級河川忍川

一 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年六月五日

三 廃川敷地等の位置

田 市大字小敷田字嘉寿賀町五 八四番 同市大字持田字菅谷五八七七番四及

び同市同大字同字五八七七番六

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一七三・九一平方メートル

埼玉県告示第千百二十号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県朝霞市浜崎四丁目六番五十九号 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

有限会社みつわ商事

取消年月日

平成二十七年九月三十日

埼玉県告示第千百二十一号

り、 より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、 同条第三項の規定に

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十番九—千二百四号

指定年月日株式会社いろどり

平成二十七年十月一日

り一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとお・

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 通信指令システムの賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日(火)から平成33年2月28日(日)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部地域部通信指令課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成26年埼玉県告示第 1096号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度第一係 渡邉 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月12日 (木) 午前10時30 分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月11日 (水) 午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月12日 (木)午前10時 30分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成27年11月12日 (木) 午前10時40分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年11月2日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年10月 5 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)) へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Communication Command System.
- (2) Time limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. November 12,2015 By mail; 5:00 p.m. November 11,2015 In person; 10:30 a.m. November 12,2015
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十七年十月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 鴻巣川島線

三 道路の区域

		旧
新 旧 B B	旧 A	新
ББ	11	別
一番五地先まで番一地先から同市宮前字本田九鴻巣市箕田字吉右エ門三一一一	四〇六番一地先まで地先から同市箕田字九右エ門一鴻巣市赤見台二丁目五二八番七	区間
一 一 八 八 5 四 二 〇 三	六・〇〇〜二五・三〇	(メートル) 敷地の幅員
六九七・四〇		(メートル) 延 長
で。	鴻巣線として存置し、残区旧Aの一部は県道鎌塚	備考

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号告 一示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十七年十月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚 孝

道路の種類 県 道

線 川越上尾線

三 道路の区域

新	IΞ	旧 新 別
一四地先まで先から同市松江町一丁目一九番	市 松 江	区間
八・二四~	八 二四 ~ 八〇	(メートル) 敷地の幅員
二五・九〇		(メートル)
設工事。	路法第一七条	備考

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号告 一示

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十七年十月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚 孝

道路の種類 県道

線 川越入間線

三 道路の区域

新	ΙĦ	旧 新 別
先まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		区置
七. 九〇~	七. 九〇	(メートル)敷地の幅員
八 七 〇		(メートル)延長
開発道路(市道)		備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十七年十月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻 野 隆

一 道路の種類 一般国道

路線名百二十五号

三 道路の区域

新 で 同	旧 先 熊	旧新別
で同市佐谷田字飯塚一四二九番地先ま	先から 熊谷市佐谷田字飯塚一四二四番二地	区間
- 二・三八 - 五 - 五 五五	一一・二七~	(メートル) 敷地の幅員
	一四六・七〇	(メートル)
	辺整備事業	考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

行 為に関する工事が完了したので、公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の 規定に より、 \mathcal{O} 開

平成二十七年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年六月三日

指令川建セ第二六〇一一一一号

二 検査済証番号

平成二十七年九月二十五日

川建セ第二七〇〇五一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

四千三百三十八番一、 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字宮ヶ谷戸四千三百三十二番二、 十二番三、四千三百三十二番四、四千三百三十三番一、四千三百三十六番一、 字宮 四千四百六十三番二、 ケ谷戸前四千四百五十九番二、 四千三百三十二番三地先道路、 四千四百六十 四千四百五十九番三、 兀 番 四千三百三十六番一地先 四千四百六十 四千三百三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九百番地

は式会社 ベイシア 代表取締役 赤石 好弘

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年六月二十二日

指令川建セ第二七〇〇一七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十月一日

川建セ第二七〇〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都六番十六、 六番四十五、 六番四十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉 県比企郡滑川町月の輪二丁目十五番二グレ イス コー A _ _ _

村田 隆紀

告 示

埼玉県公安委員会告示第 203 号

次の者に送達する書類(平成27年9月16日付け埼玉県公安委員会指令甲第414号)を埼玉県警察本部生活安全部保安課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成 27 年 10 月 2 日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

1 送達を受けるべき者

株式会社 GOLDEN EAGLE

(代表者 SAYAD DERAZDAST ARDESHIR)

- 2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先
- (1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- (2) 048-832-0110 (内線3207)
- 3 到達の日

平成27年10月16日(金)をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

埼玉県選管告示第六十八号

る 告示を次 埼玉県選挙 \mathcal{O} ように定める。 管理委員会 の保有 す る 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す

平成二十七年十月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼 玉 県 選挙管 理 委員会の 保有 す る 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護等 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} $\overline{}$ 部 を 改

正する告示

玉県選管告 埼 玉県選挙管理委員 示第二十六号 会 $\dot{}$ \mathcal{O} \mathcal{O} 保 一部を 有 する 次 個 \mathcal{O} 人 情 よう 報 12 \mathcal{O} 保護等 改 正 す る に 関 す る 規 程 平 成 +七 年

改 第六条 \otimes 第 _ 号 及 \mathcal{U} 第二号 中 「第二条第 兀 項 第 -- 号」 を 「第二条第 六 項 第 __ 号

号」 七条 を 中 「第二条第六項第一号」 「第二条第 兀 項第二号」 に改める を 「第二条第六項第二号」 に 第二条 第 兀 項

本人 人は、 任 定 に 個 第 よる代 を開示 号を第二号とし、 九条第六 の委任による代理 人情報に 開示 請 請 理 求書 求 あ 項を同条第 書 0 E _ ては、 に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項 を 加 に改め 同 人が開示請求をする場合に 項に え、 未成年者若 七項とし 第 同項を同条第六 一号とし 同項中第三号を第四号とし、 L 同条第五項中 くは成年被後見人 て次 項と の一号を は、 Ļ 「法定 同条第一 第一号及び第二号に 加 の法定代 代 え る。 理 四項 人 第二号を第三号と (保有特定個 中「 理 \mathcal{O} 人 下 当 又 に 該法 は 揭 人情 本 (保 げ 定 代 0 る 報 有 委 理

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九条第四 項を同条第五項とし、 同条第三項の 次に 次 \mathcal{O} 項を加 える

該 が \mathcal{O} 委任 他 開示請求 条例 又 \mathcal{O} 第十 その 状に は 資格 五条第二項 をする場合 出 押印され を証 な け 明 た れ ば する書類とし 印鑑に係る印鑑登録 には、当該代理人は、 の規定により保有特 な 5 ない。 て委員 会が適当と 定個 証明書が添付されたも 本人 人情報 \mathcal{O} 記名及び を本 認 めるも 人 の 押 前 委任に \mathcal{O} が を委員会に \mathcal{O} あ に限る。 る委任状 よる 代 提 理 (当 示 そ

七 項」 条中 に 「第四 及 び]項第三号 第 兀 項 を 第五項及 \neg か 5 第五 U 第六 項 ま 項 で \sqsubseteq \mathcal{O} 規定」 を 第 に 五. 項 改 第 \Diamond 兀 号、 第六 項 及 てド

附則

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する

埼玉県労働委員会告示第二号

示 を次 埼玉県 のように定め 労働委員会 る。 の保有する個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護 等 関 す る 規 程 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る

平成二十七年十月二日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

る告示 埼 玉 県 労 働 委員会 \mathcal{O} 保有す る 個 人情 報 \mathcal{O} 保護等に 関 する 規程 \mathcal{O} _ 部を改 正 す

労働委員会告 埼 玉県労働 示 委員 第二号) 会 \mathcal{O} 保 \mathcal{O} 有 す _ 部を る 個 次 人 情 \mathcal{O} よう 報 \mathcal{O} E 保 改 護等 正 に す 関 す る 規 程 平 成 +七 年 埼 玉 県

改 第六条 \otimes 第一 号及 び第二号中 「第二条第四 項 第 号 を 「第二条第六 項 第 -- 号

号」 七条 を 中 「第二条第六項第一号」 「第二条第四 項第二号」 に改める を 「第二条第六 項第二号」 に、 第二条 第 兀 項

本人 人は 任 定 に 個 第 よる代 を開示 号を第二号とし、 九条第六 の委任による代理 人情報に 開示 請 請 理 求書 求 あ 項を同条第 書 0 E _ ては、 に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項 を 加 に改め 同 人が開示請求をする場合に え、 項に 未成年者若 七項とし 第 同項を同条第六 一号とし 同項中第三号を第四号と L 同条第五項中 くは成年被後見人 て次 項と の一号を は、 Ļ 「法定 同条第一 第一号及び第二号に 加 の法定代 代 え る。 理 四項 人 第二号を第三号と (保有特定個 中「 理 \mathcal{O} 人 下 当 又 に 該法定 は 揭 人情 本 (保 げ 代 の委 る 報 有 理 特

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九条第四 項 を同条第五項とし、 同条第三項の次に 次 \mathcal{O} 項を加 え る

該 が \mathcal{O} 委任 に提 他 開示請求 条例 \mathcal{O} 状に 示 その 第十五条第二項 資格 をする場合 押印された 又 を証 は 提出 明 する書類とし 印鑑に係る印鑑登録 には、当該代理人は、 の規定に し な け れば より保有特 なら て労働委員会が な V 派証明書が 定個 本人 人情報 0 記名及び 添付された 適当と認め を本 人の 押 前 る ŧ 委任による が £ \mathcal{O} ある委任状 に限る。 \mathcal{O} を労働 代 委員 理 (当 そ

条中 に 「第四 及 び]項第三号 第 兀 項 を 第五 \neg か 一項及び 5 第五 項 第六項」 ま で \mathcal{O} 規定」 を 第 に 五. 改 項 第 \Diamond 兀 号、 第六 項 てド

附則

(施行期日)

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する

正誤

埼玉県条例第七十二号(平成二十四年十二月二十五日第二千四百五十三号)中訂

正

ページ 行

前から九行目と十行目の間に次のように加える。

目次中「第一章 総則 (第一条— -第三条)」を 第一章 総則 (第一条—第三条)

第一章の二 整備基準(第三条の

二―第三条の十六)」に改める。